

令和9年度 起業支援プログラム運営業務仕様書

1 業務名称

令和9年度 起業支援プログラム運営業務

2 業務の目的

日本大学生産工学部（以下「本学部」という）では、令和4年度より学生の事業構想の具体化から法人設立に至る起業支援を実施し、一定の成果を上げてきた。本業務は、これまでの取組を踏まえ、本学部から継続して学生起業家を輩出するため、起業支援・アントレプレナーシップ教育に関する専門的知見を活用し、学生の主体的な挑戦を支援することを目的とする。特に、本プログラムは「少数精鋭」の選抜型プログラムとして、事業プランのプレゼンテーション評価等を通じて起業の実効性を高め、学生の主体的な挑戦を包括的にサポートするものである。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

※契約は、最大2回まで更新できる。なお、契約更新の可否は、参加学生アンケートによる本プログラムの満足度及び伴走支援の実施状況等の結果を就職指導委員会が総合評価し決定する。

4 対 象

① 学部生及び博士前期課程1年生

※受入予定数は、新規採択案件として最大10案件を予定する。

なお、1案件あたりの参加人数は最大3名までとする。

② 過年度に本プログラムへ参加した学生のうち、事業化に向けた継続的な相談又はフォローアップ支援が必要と認められる者

※過年度参加者については、新規採択案件とは別に、必要に応じて事業計画の継続的なブラッシュアップ、法人設立後の運営相談、資金調達、販路開拓等に関するフォローアップ支援を行うものとする。

5 業務概要

受託者は、本学部の指導に基づき、以下の主要項目について業務を遂行するものとする。

- ①実施計画の作成
- ②起業相談指導
- ③中間報告会の実施
- ④最終成果発表会の実施
- ⑤学内資金調達コンペティションの実施
- ⑥起業家講演会の企画・実施

6 業務内容の詳細

6.1 実施計画・活動報告の作成

年間実行計画書の作成：本プログラムの年間スケジュールをまとめ、実行計画書を作成すること。様式については、本学部が指定する様式、または受託者が提案し本学部が承認した様式を使用すること。

活動報告書の作成：プログラムの活動状況について、前期（4月～9月分）及び後期（10月～3月分）に分けて報告書を作成し、本学部へ提出すること。

6.2 起業希望学生の相談指導

学生の知識レベルや課題領域に応じ、以下の指導を実施すること。指導場所は、原則として日本大学生産工学部津田沼キャンパスまたはオンラインとする。

- (1) 事業計画書作成の知識指導：講義形式または質疑応答形式により、事業計画書の作成に必要な専門知識を指導すること。
- (2) ゼミ形式指導および集中検討合宿：参加学生全員による事業計画の発表と相互意見交換を行う集合型指導を実施すること。また、夏季には事業計画書のブラッシュアップや起業課題の解決を集中的に行う為の宿泊を伴う（または連日開催の）「集中検討合宿」を企画・実施すること。
- (3) 個別相談指導：1組ずつ定期的な対面またはオンラインによる個別指導を実施すること。指導にあたっては、以下の要素を網羅すること。
 - ①起業家としての心構え（マインドセット）
 - ②ビジネスモデルの構築
 - ③マーケティング戦略

④販売計画

⑤収支計画

⑥投資計画

⑦資金調達（補助金・助成金申請を含む）

(4) 創業計画書の作成助言： 学生が自ら実効性の高い創業計画書を完成させられるよう、専門的知見から適切な助言を行うこと。

(5) また、本項に掲げる起業希望学生への指導について、年間80時間以上の指導時間を確保すること。指導時間には、講義形式による知識指導、ゼミ形式指導、個別相談指導、集中検討合宿、中間報告会及び最終発表会等に向けた指導を含むものとする。なお、具体的な実施回数、時間配分及び実施方法については、参加学生数、学生の事業計画の進捗状況及び課題に応じ設定するものとする。

6.3 中間報告会の実施

①実施期間の中間に、学生の事業計画の進捗や意欲を関係者へ報告する機会を設けること。

②本学部担当者とのイベント内容の企画・調整。

③開催当日の運営全般（司会進行、会場準備、受付等）およびサポートスタッフの派遣。

④適切なコメンテーターおよび司会の派遣。

6.4 最終成果発表会および学内資金調達コンペティションの実施

①1年間の成果発表と、事業性の高い学生への資金付与を目的とした評価会を同時開催すること。本イベントは、プログラムの成果を本学部内外へ強力にアピールすることを目的とする。

②本学部担当者とのイベント内容の企画・調整。

③外部審査員および外部コメンテーターの招聘・派遣。

④審査基準表および採点表の作成・準備。

⑤開催当日の運営全般（司会・審査会進行、会場準備等）及びサポートスタッフの派遣。

6.5 起業家講演会の企画・実施

①現役起業家もしくは本学卒業の経営者を招聘し、参加学生のモチベーション向上や新たな気づきを促す講演会を開催すること。

②実施に向けた企画・調整、及び適切な実績を持つ現役起業家の招聘。

③開催当日の運営全般（司会進行、会場準備等）及びサポートスタッフの派遣。

7 契約に関する条件

予算上限額：本業務における委託料の上限は 6,666,000 円（消費税および地方消費税を含む）とする。受託者は、この範囲内で最大限の成果が得られる提案を行うこと。

契約の発生：本契約は、大学と受託者が業務委託契約書を取り交わした時点で有効に発生するものとする。

※契約は、最大2回まで更新できる。なお、契約更新の可否は、参加学生アンケートによる本プログラムの満足度及び伴走支援の実施状況等の結果を就職指導委員会及び専門的知見を有する学内教員が総合評価し決定する。

8 留意事項（運用ルール）

「学生起業家」の定義：大学に在籍しながら、個人事業主として税務署に開業届を提出した学生、または法人登記を行い代表取締役になされた学生を指す。

学生の選抜基準：指導対象は、起業意欲及び知識習得の意欲が極めて高い学生とし、受託者が主体となって実施する選抜審査により適格と認められた学生（最大10組）とする。

指導の基本姿勢：学生の主体性を尊重し、正解を与えるのではなく、問いかけや対話を通じて気づきを促すメンタリングの手法を主として用いること。

外部講師の活用：特定の業界や専門領域において特殊な課題が発生した場合には、受託者の判断と本学部の承認により、必要に応じて外部講師を活用できるものとする。

達成目標：年度末までに全対象学生が創業計画書を完成させることを必須目標とする。また、うち1人以上が実際に起業（開業届提出または法人登記）することを確認

度の高い努力目標とする。

大学と受託者の役割分担：

学生の募集活動：本学部が主体となり，受託者がこれに必要な情報提供等のサポートを行う。

学生の選抜活動：受託者が主体（審査案の策定・評価等）となり，本学部がこれをサポートする。

プログラムのPR活動：本学部が実施するものとし，受託者の業務対象外とする。

以 上